

西遠運営委託事業における太陽光発電の導入について

1 経緯

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（以下「本事業」）をコンセッション方式で運営している浜松ウォーターシンフォニー(株)（以下「運営権者」）から、「地域と調和した再生エネルギーの導入を図り、エネルギー自給率の向上及び低炭素型の下水道システムの実現を目指す。」ため、西遠浄化センターの運営権設定対象施設に太陽光発電設備を設置するとの提案がなされた。

2 事業の内容等

(1) 内容

水処理棟（3系及び4系）の屋上に定格出力1,999kW太陽光発電設備を設置し、年間で2,832,251kWhの発電を行う。（発電した電力は全量自家使用を目的とし、本施設における過去2か年の平均電力使用量の約12.3%を賄う。）

建設工事は2023(令和5)年9月から着手、2024(令和6)年8月から発電開始予定。

(2) 効果

当該処理場における過去2か年平均のエネルギー起源CO₂排出量は、14,232t-CO₂で浜松市役所が所管する施設において最大の温室効果ガス排出施設である。本事業の効果として、年間1,639t-CO₂の削減（過去2か年の平均排出量に対して、約11.5%の削減率）が見込まれ、カーボンニュートラル推進事業本部が推進する削減目標の一助となる。

(3) 貸付料減免について

太陽光発電設備は、運営権者が維持管理業務（電力の調達及び管理）の一環として設置するもので、自己負担による「併置（自主改善）」での導入であることから、公有財産の貸付料は契約図書の一部である募集要項に基づき、全額免除とする。

3 契約期間満了に伴う措置について

当該太陽光発電設備の法定耐用年数は17年間であることから、本事業終了日(2038(令和20)年3月31日:13年8か月経過)において、所有権を運営権者から市に無償移転する。

（移転時における設備の残存価値（簿価）は134,579千円（税込み）を見込む）

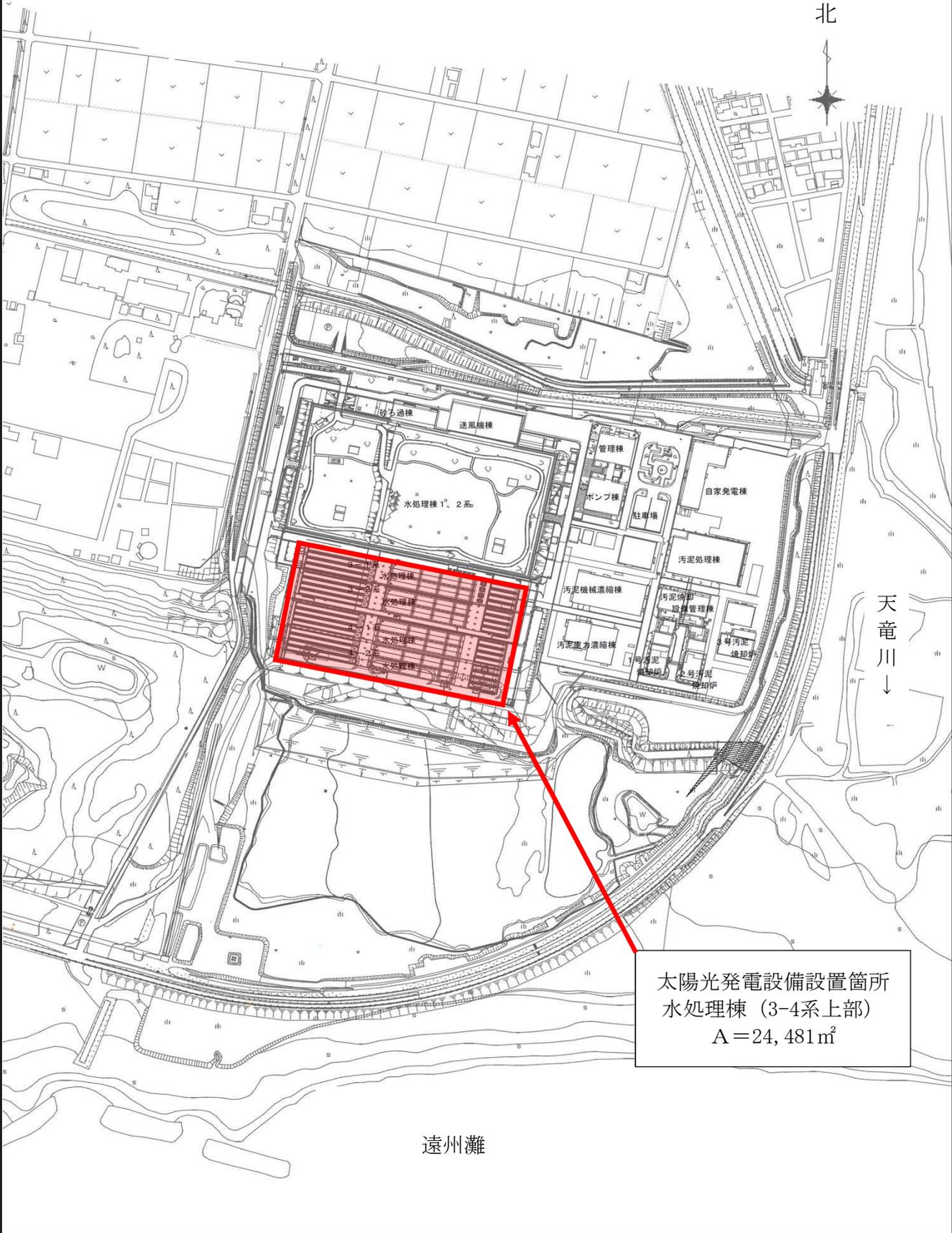
4 補助金活用について

環境省所管の「令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（上下水道・ダム施設の省CO₂改修支援事業）」による補助事業を活用する。

総事業費：550,000千円、採択額：118,330.3千円

（補助対象事業費 354,992千円、補助率1/3）

西遠浄化センター平面図



太陽光発電設備設置箇所
水処理棟 (3-4系上部)
 $A = 24,481 \text{ m}^2$